

## 新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、要配慮者の安全を確保するため、新潟県地域防災計画に定められている県や市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等がその役割を果たせるよう、福祉団体が連携して対応することを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平常時においては、新潟県地域防災計画に定める要配慮者の安全確保計画等に基づき、県や市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等がその役割を果たせるよう、啓発や情報の収集・交換、防災訓練、行政への要望活動等を行う。
- (2) 災害時は、会員団体からの情報収集に努め、新潟県地域防災計画に定める要配慮者の応急対策に基づき、県や市町村、会員団体からの支援協力要請に対応するため、会員団体に対する連絡・調整や協力要請を行う。

### (会 員)

第4条 協議会の会員は、設立趣旨に賛同し、協議会で承認を得た社会福祉施設種別団体及び社会福祉関連職能団体等で構成する。

### (役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

### (役員を選任及び職務、任期)

第6条 会長、副会長は、総会において選任する。

2 会長は、この協議会を代表し、業務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長の職務を代理する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(執行機関)

第7条 協議会の執行機関として、幹事会を置く。

- 2 幹事会には、代表幹事1名、副代表幹事1名を置く。
- 3 代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選とする。
- 4 幹事は、会長が指名し、その人数は20名程度とする。
- 5 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 幹事は、協議会の事業や運営について検討・企画し実施するとともに、会員団体との連絡調整、連携強化等の業務を行う。

(議決機関)

第8条 協議会は、各会員からなる代議員で構成する総会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は年1回とする。
- 4 総会は、第3条に規定する事業を推進するため、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 事業計画に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 役員を選出に関すること
  - (4) 新規加盟団体の加入に関すること
  - (5) 本設置要綱の改正に関すること
  - (6) 協議会の解散に関すること
  - (7) その他、事業の推進に関して重要な事項に関すること

(議事及び議決)

第9条 総会の議事は、代議員の2/3以上の出席により成立し、過半数の同意を持って総会の議決とし、可否同数の場合は、議長が決定する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を社会福祉法人新潟県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に置く。

(経費及び会計)

第11条 協議会の経費は、助成金及び寄附金、参加費等をもって充てるものとする。

- 2 協議会の会計は、当面、事務局となる県社協の予算に計上し処理を行う。

また、監事は、当面、県社協の監事が兼務する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 事業計画及び予算は、会長が総会に提出し、承認を得なければならない。

(役員等の報酬、旅費)

第13条 役員等の報酬は支給しないものとする。

2 会議及び研修会の旅費は、原則として所属団体の負担とする。

(その他)

第14条 県外の災害対応については、会員の協議を踏まえて検討の上、決定する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成26年3月12日から施行する。

別表1

新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成団体名簿

構成団体名
一般社団法人 新潟県老人福祉施設協議会
新潟県身体障害者施設協議会
新潟県精神障害者社会福祉施設協議会
新潟県社会福祉法人経営者協議会
公益社団法人 新潟県社会福祉士会
公益社団法人 新潟県介護福祉士会
一般社団法人 新潟県介護支援専門員協会
認定特定非営利活動法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード
社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
新潟県知的障害者福祉協会
新潟県救護施設協議会
新潟県社会就労センター連絡協議会
新潟県精神保健福祉士協会
新潟県医療ソーシャルワーカー協会